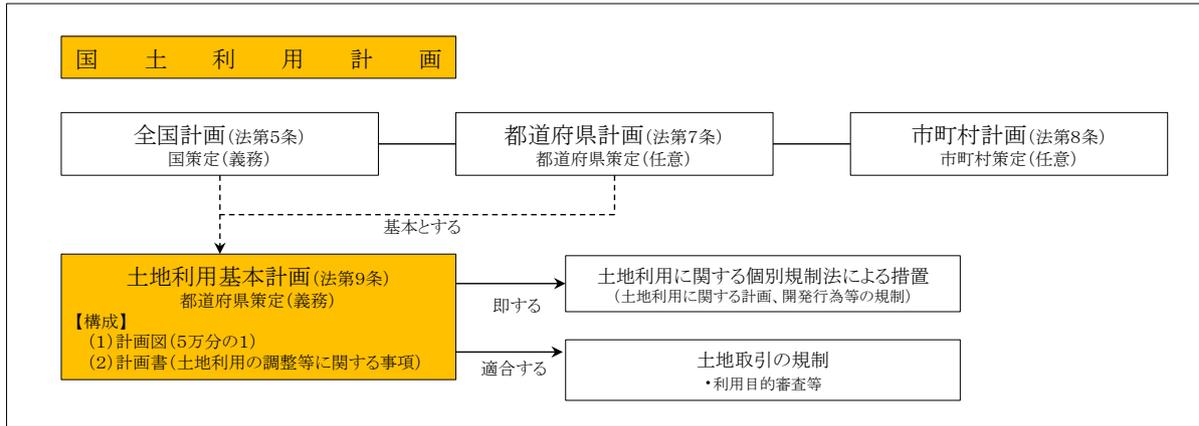


山口県土地利用基本計画書の概要

計画の位置づけ等

国土利用計画法第9条の規定に基づき、山口県の区域における国土(県土)について、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うとともに、各種の土地利用に関する計画の総合調整を図る計画として、国土利用計画(全国計画)を基本として策定。

【計画体系】



県計画の変更(平成30年(2018年)3月)

[経緯]国の第五次国土利用計画(全国計画)策定(平成27年(2015年)8月閣議決定)に伴う県の計画の見直し。

[方針]山口県国土利用計画と山口県土地利用基本計画書を整理・統合し、県土利用の基本構想から土地利用の調整方針までを一体的に定めるものとして、山口県土地利用基本計画書を変更。

山口県土地利用基本計画書の構成

- はじめに
- 1 県土の利用に関する基本構想
土地利用上の課題(県土利用をめぐる条件変化)及び今後の土地利用のあり方、対策等
- 2 必要な措置の概要
1で記した対策を実現していくために必要な県土の保全・再生、転換等に関する措置の概要
- 3 土地利用の原則
五地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の各地域の設定趣旨に基づく、それぞれの関係法令等の運用基準からみた土地利用上の基本的事項
- 4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
重複地域における土地利用の優先順位や土地利用の誘導方向等
- おわりに

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の現況

- ・分散型の都市構造
- ・豊かで恵まれた自然環境を有する一方、山陽沿岸部では臨界工業地帯を形成
- ・森林面積の割合が大きく、平地が乏しい
- ・都市と農山漁村が近接、中山間地域が県土面積の約7割を占める

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

- 本格的な人口減少社会の到来
- 土地需要の減少、県土管理水準の低下

- 開発圧力が減少する機会を捉え、自然環境の保全と活用を図ることが重要

- 大規模自然災害に備えた県土利用面の安全性への要請の高まり

(3) 本計画が取り組むべき課題

人口減少による県土管理水準等の低下

- 市街地の人口密度の低下や中心部の空洞化の進行、低・未利用地や空き家の増加による土地利用の効率低下への対策
- 農業者の高齢化等による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加への対策、生活・生産水準の維持・向上等

自然環境と美しい景観等の悪化

- 良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失への対策
- 都市や農山漁村における良好な景観の喪失への対策
- 里地里山等での地域資源の持続的な利活用に係る障害への対策等

災害に対して脆弱な県土

- 自然災害に備えた防災・減災対策、安全性の向上
- 都市型水害等に対する脆弱性や地震時等に著しく危険な密集市街地への対応
- 農山漁村の管理水準低下に伴う県土保全機能の低下への対策

(4) 県土利用の基本方針

- 諸課題に取り組むため、3つの基本方針に基づき、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

◆ 適切な県土管理を実現する県土利用

- ・都市機能の中心部や生活拠点等への誘導
- ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生防止、解消及び効率的な利用
- ・森林の整備・保全の推進
- ・健全な水循環の維持又は回復 等

◆ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取組の推進
- ・森、山、農地、里地里山や水系等を結ぶ生態系ネットワークの形成
- ・地域の個性ある景観の保全・再生・創出による魅力ある地域づくり 等

◆ 安全・安心を実現する県土利用

- ・災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限
- ・ライフライン等の多重性・代替性確保 等

- 基本方針に掲げる目標の実現に資するため、以下の取組を進める。

◆ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・自然環境の再生と防災・減災をともに進める取組等、複合的な効果をもたらす施策を推進
- ・管理コストの低減、新たな用途を見出すことで県民にプラスに働く最適な土地利用を選択

◆ 多様な主体の参画による県土管理

- ・地域主体の取組の促進、住民や民間企業等多様な主体の参画による県土管理を推進

(5) 地域類型別の県土利用の基本方向

類 型	基 本 方 向
都市	<p>人口減少下でも必要な都市機能を確保するとともに、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市形成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地利用の効率化や災害リスクを踏まえた都市のコンパクト化 ○ 都市・農山漁村の相互の機能分担や対流の促進による土地利用の効率化 ○ 都市防災の推進による災害に強い都市構造・県土構造の構築 ○ 都市活動による環境負荷の小さい都市、美しくゆとりある環境の形成
農山漁村	<p>生産と生活の場、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、農山漁村が有する多面的な機能の維持等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等における生活サービス機能等の維持 ○ 農山漁村の集落維持、良好な県土管理の継続、美しい景観の保全・創出 ○ 里地里山等の野生生物の生息・生育環境の維持管理 ○ 農業生産活動と地域住民の生活環境の調和した土地利用
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態系ネットワークの中核を担う自然地域の自然環境の適正な保全、再生 ○ 都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じた自然環境の保全・再生・活用

(6) 利用区分別の県土利用の基本方向

区 分	基 本 方 向
農地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保 ○ 市街化区域内農地の計画的な保全・利用
森林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たす森林:適切に整備・保全 ○ 都市及びその周辺の森林:緑地として保全・整備 ○ 農山漁村集落周辺の森林:地域社会の活性化等に配慮し適正に利用 ○ 原始的な森林等、自然環境の保全を図るべき森林:適正に維持・管理
原野等(原野及び採草放牧地)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な自然環境を形成する原野の保全、再生 ○ その他の原野等の適正な利用
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の安全性向上のための整備・管理等に必要な用地の確保 ○ 安定した水供給のための水源開発等に要する用地を確保 ○ 施設の適切な維持管理・更新等による既存用地の持続的な利用
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間の対流促進、安全性の向上等に必要一般道路用地の確保 ○ 生産性向上と適正な管理に要する農道・林道用地の確保 ○ 施設の適切な維持管理・更新を通じた既存用地の有効利用 ○ 環境保全に配慮した整備
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ストックの質向上、良好な住環境の形成 ○ 都市の集約化に向けた居住の誘導、災害リスクの高い地域の適切な整備の制限 ○ 農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換を抑制
工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場の立地動向等を踏まえた必要な用地の確保、工場跡地の有効利用 ○ 環境保全に配慮した利用
その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済のソフト化・サービス化の進展に対応した事業所・店舗用地の確保 ○ 地域の判断を反映した大規模集客施設の適正な立地の確保 等
その他 (公用・公共用施設の用地)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民生活上の重要性等を踏まえた必要な用地の確保 ○ 空き家・空店舗の再利用、街なか立地へ配慮した施設整備
その他(低・未利用地)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の低・未利用地:住居用地等として再利用、居住環境の向上等に向け積極的に活用 ○ 農山漁村の荒廃農地:作付・再生可能なものは農地として積極的に活用、再生困難な場合は新たな生産の場として活用等、農地以外への転換を推進 等
その他(沿岸域)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的かつ広域的な視点により総合的に利用 ○ 生物多様性を確保、良好な景観を保全・再生 ○ 漂着、漂流・海底ごみ対策等の実施、安全性向上等のための海岸保全の推進

2 必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- 土地利用に関する諸計画の活用による土地利用の計画的な調整を推進

(2) 県土の保全と安全性の確保

- 自然災害への対応や都市防災の取組の推進
 - ・ 治水施設等の整備・維持管理、公共施設等の立地や関係法令等に基づく規制区域の指定等による安全な地域への居住等の誘導、災害リスクの高い地域の把握・公表 等
 - ・ 地下空間への河川等の氾濫防止対策、拠点市街地や避難地・避難路等の整備、施設の耐震化 等
- 森林の県土保全・安全性確保に果たす機能の向上
 - ・ 適切な保育・間伐等の森林整備、保安林の適切な指定・管理、治山施設の整備 等
- 代替機能の確保や多重性・代替性の確保などによる中枢管理機能やライフライン等の安全性向上

(3) 持続可能な県土の管理

- 都市、農産漁村の機能集約・ネットワーク化等の推進
 - ・ 都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への適切な誘導、中山間地域等における「やまぐち元気生活圏」(山口県版「小さな拠点」)の形成
- 優良農地の確保、農地の多面的機能の発揮
 - ・ 農業生産基盤の整備、農地の集積・集約による農地の担い手の育成・確保、営農の効率化、地域コミュニティによる管理活動を支援
 - ・ 企業参入等による利用度の低い農地の有効利用
 - ・ 農業の雇用促進、農林水産物の高付加価値化等を支援
- 持続可能な森林管理
 - ・ 県産木材の利用促進、木材需要の拡大、県産木材の安定的・効率的な供給体制の構築等を通じた林業の成長産業化
- 健全な水循環の維持・回復に向けた施策の推進
- 山地から海岸までの土砂管理等を通じた海岸の保全・再生
- まちなみ景観等の保全・再生、地域の特色ある景観の維持・形成

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- 行為規制の適切な運用による自然環境の保全、劣化した自然の再生・創出
- 土地所有者等による希少種等の野生生物に配慮した土地利用
- 流域レベル等での生態系の保全・再生
- 自然環境等の保全に必要な調査研究、基礎資料整備等の適切な実施
- 防災・減災対策における自然生態系の活用
- 優れた自然景観等の地域資源を活用した地域産業の振興
- 野生鳥獣被害防止、侵略的外来種の定着・拡大防止対策の推進
- 環境負荷の小さな土地利用、森林吸着源対策の推進
- 生活環境や水質保全等に配慮した工場・事業所等の計画・操業の推進
- 3Rの推進等による持続可能な資源利用

(5) 土地の有効利用の促進

- 市街地の低・未利用地や空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用
- 公共・公益施設の共同溝収納等を通じた道路空間の有効利用、良好な道路景観の形成
- ニーズの見通しや地域社会との調和等を踏まえた工業用地の適切な整備。未分譲地、跡地等の有効利用
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加防止対策等の検討

(6) 土地利用転換の適正化

- 転換後の不可逆性等、自然的、社会的条件等を勘案した適正な転換
- 大規模な土地利用の転換は地域づくりの総合的な計画等との整合を図り、適正に実施
- 土地利用のまとまりの確保、土地利用関連制度の的確な運用等による秩序ある土地利用

(7) 県土に関する調査の推進

- 緊急性の高い地域を中心とする計画的な地籍調査、自然環境等の各種調査の適切な実施、調査結果の普及啓発

(8) 計画の効果的な推進

- 各種指標等を活用による計画推進上の課題の把握、国、市町等と適切な連携を図り、効果的な施策を実施

(9) 多様な主体の参画による県土管理の推進

- 所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の管理に参画する取組の推進

3 土地利用の原則

土地利用を五地域に区分し、それぞれの特性等を踏まえた適正な管理を実施する。

区分	利用の原則	細区分
都市地域 【都市計画法に基づく都市計画区域】	一体の都市とし総合的に開発、整備、保全する	・市街化区域 ・市街化調整区域 ・その他の都市計画区域
農業地域 【農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域】	総合的に農業振興を図る	・農用地区域 ・その他の農業地域内の農地
森林地域 【森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林】	林業振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る	・保安林 ・その他の森林地域
自然公園地域 【自然公園法に基づく自然公園地域等】	優れた自然の風景地の保護・利用増進を図る	・特別保護地区 ・特別地域 ・その他の自然公園地域
自然保全地域 【自然環境保全に基づく自然保全地域等】	良好な自然環境の保全を図る	・特別地区 ・その他の自然保全地域

4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域が重複する地域における優先順位等を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図る。